

規制の事前評価書

政策の名称	掘削・採取終了後の措置命令、緊急措置命令	
担当部局	環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室 電話番号： 03-5521-8280 e-mail： shizen-seibi@env.go.jp	
評価実施時期	平成19年10月1日	
規制の目的、内容及び必要性	<p>目的 掘削・採取の終了後、又は、掘削・採取の実施中で緊急的に発生する可燃性天然ガスによる災害を未然に防止する。</p> <p>内容 (1)掘削・採取の終了後の災害防止上の措置命令 都道府県知事は、掘削・採取の終了から2年間は、掘削・採取を行った者に対し、災害の防止上必要な措置を命ずることができることとする。 (2)緊急措置命令 都道府県知事は、可燃性天然ガスによる災害防止のため緊急の必要があると認めるときは、掘削・採取する者に対し、必要な措置又は掘削の停止を命ずることができることとする。</p> <p>必要性 (1)掘削・採取の終了後、掘削孔からの可燃性天然ガスの噴出、放置された採取施設に天然ガスが充満して爆発に至る等の災害が発生するおそれがあることから、掘削・採取を行ったことにより生じる災害の防止上必要な措置を命令できるとし、災害を防止する必要がある。 (2)掘削・採取に関する技術基準に適合して掘削・採取を行っていても、地下からのガスの噴出等の外部的な要因等により、災害の危険が生じるおそれがあることから、災害の防止上緊急の必要がある場合には、必要な措置を命令できるとし、災害を防止する必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項	(1)掘削の終了後の災害防止上の措置命令(温泉法第8条第3項) (2)温泉の採取の廃止の届出、採取の終了後の災害防止上の措置命令(温泉法第14条の8) (3)緊急措置命令(温泉法第14条の10)
想定される代替案	法律による義務づけをせず、災害の防止上必要がある場合には、行政指導により、災害防止措置を講ずるよう促すことが考えられる。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	災害の防止上必要な措置を命じた場合、掘削・採取を行った(行っている)者は、その災害防止措置を講ずる必要性が生じ、費用負担がかかる。(具体的な費用の額は、講ずる措置により異なる。)	行政指導を受けて自主的に措置を講ずる場合は、費用負担が生じる。
(行政費用)	事務を行う都道府県において、掘削・採取の施設等について災害の発生危険性がないか確認を行うための立入検査、監視・指導等に係る経費が発生する。	左記に同じ。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	掘削・採取の終了後、又は掘削・採取中で緊急の必要がある場合に、災害の防止上必要な措置を命ずることにより、掘削又は採取行為に起因して生じる災害を防止することができ、人の生命・身体の安全や公共安全を確保することができる。	行政指導を受けて自主的に措置を講じた場合には災害を防止することができるが、措置を講ずる法的義務は生じないため、行政指導に応じない場合には災害を防止できない可能性がある。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	対策費用は生じるが、温泉の掘削・採取に伴う災害を防止することは、掘削・採取を行う者の当然の義務であり、安全対策を行わせる必要がある。行政指導により安全措置を促す手法も考えられるが、この措置命令が行われるのは危険が実際に発生している場合であり、強制力を持って至急措置をとらせる必要があることから、法的義務を課すことが適切である。	
有識者の見解その他関連事項	有識者で構成される「温泉に関する可燃性天然ガス等安全対策検討会」報告書において、温泉の廃止時に安全対策を講じる必要があるとされている。	
レビューを行う時期又は条件	平成25年10月末までに行う予定。	
備考		